

主 論 文 要 旨

No.1

報告番号	甲 乙 第 号	氏 名	小牧 奈津子
主 論 文 題 目： 自殺対策 ～形成過程・取組実態・限界性～			
<p data-bbox="188 427 376 461">(内容の要旨)</p> <p data-bbox="169 483 1426 618">本論文は、現場での長期にわたる活動経験を基に、自殺が近年社会の問題として認識され、行政により対策が形成・展開されるに至った過程と、その背景にある要因とを明らかにするとともに、実際の取組に対する検討を通じて、その成果と限界性とを考察するものである。</p> <p data-bbox="169 640 1426 931">1998年に自殺者数が急増する以前まで、自殺は個人の問題と捉えられ、一部の医師やボランティア等により予防の取組がなされるのみであった。しかし2006～07年に、自殺対策基本法と自殺総合対策大綱が制定・施行されたことで、国や自治体は様々な対策を形成・展開するようになった。本論文は既存の研究でほとんど扱われてこなかった、この対策に焦点を当て、いくつかの主要な取組の参与観察を基に、それがどのような理由から、誰によって形成・展開されてきたのかを、一次資料や対策関係者へのインタビュー等の分析を通じて描き出している。</p> <p data-bbox="169 954 1426 1413">行政が対策を講じるきっかけとなったのは、2000年以降に問題の当事者として登場した、自死遺族（遺児）の声である。自殺の予防には個人への医学的治療のみならず、社会的な取組が必要であるとの遺族の訴えは、NPO法人ライフリンクや国会議員等を通じて国会へと届けられたことで、自殺問題への対応が政治の場で正面から議論されるようになり、最終的には行政的関与の必要性を謳った基本法が成立した。それ以降の、国ならびに地方自治体における対策方針や枠組み、諸施策の内容等は、主にライフリンクが、遺族や国会議員の協力を得ながら形成・実施してきたものである。それらの取組が進む中で自殺の状況は改善に向かい、2012年には年間の自殺者数がようやく3万人を割り込むに至った。そうした成果が上がる反面、民間団体の活動は行政による対策の進展に伴い、活動の方針や方法等の再考を迫られ、時に変更を余儀なくされるなど、少なからぬ負の影響を受けてきた。</p> <p data-bbox="169 1435 1426 1783">自殺対策の政策過程では、ライフリンクや遺族等が一貫して大きな影響を与えてきたが、それら特定のアクターに影響力が偏ることで、対策を議論する場が無効化され、多様な市民の声が対策に反映されにくくなるなど、種々の弊害も生じた。加えて自殺問題への対応が、もっぱら行政の対策として行われてきた結果、その対象は個人の思想信条とは関わらない、社会経済的要因を背景とする自殺に制限され、自殺の是非や生きる意味等の、人生の価値に関わる議論は回避されてきた。しかしそうした価値に関わる議論は、自殺の問題を考える上で避けることができないものであり、それらを扱えない行政の対策のみでは、この問題への対応として限界があるといえる。</p> <p data-bbox="169 1805 1426 1939">そのため今後は行政による対策のみならず、自殺を生まない社会をつくっていくために、私たち一人ひとりが何をすべきかを考え、それを実践していくことが必要と考える。自殺を生まない社会とは、私たち一人ひとりの、問題への主体的な関心と関与があってこそ、実現し得るものなのである。</p> <p data-bbox="339 1984 1259 2018">キーワード： 1. 自殺対策 2. 政策過程 3. 言説 4. NPO 5. 限界性</p>			